

新

安田町行政改革大綱

★ 心豊かに、安心して暮らしていける
まちの実現に向けて ★

平成22年4月
高知県安田町

はじめに

本町においては、昭和61年度を初年度とする第1次行政改革大綱を策定するなど、県下市町村の中でも早い段階から行政改革に取り組み、以降、6次にわたって行政サービスの向上や、行財政の健全化などを進めてきました。

また、平成15年度からは、近隣町村と2度にわたって究極の行政改革とも言われる合併協議に取り組みましたが、成就しなかったことに加え、平成16年末の地方交付税ショックを受けて、平成17年度以降、本町独自の職員給与カットや受益と負担の見直しによる財源の確保などを内容とする集中改革プランを策定し、町民との協働による町政の推進や強固で健全な財政基盤の確立を進め、社会経済情勢を背景とした国の地方支援策とも相まって、財政運営については一応の見通しを付けることができました。

しかしながら、こうした特別対策に伴い、国・地方を通じる長期債務残高の累増や、政権交代に伴い一段と不透明感の漂う国政の現状などから、前大綱に引き続いて、切れ目なく財政の健全化を確保し、行政改革に取り組んでいく必要があるとの判断から、新しい行政改革大綱を策定することとしました。

なお、今回で第7次となる新たな行政改革大綱は、平成22年度から平成26年度までの5年間に計画期間としますが、今後の取り組み状況や行財政を取り巻く環境の変化などに対応して、その都度必要な見直しを図っていくこととします。

第7次行政改革大綱の計画期間 平成22年度～平成26年度（5年間）

目 次

I. 行政改革に対する取組状況	3頁
1. これまでの経緯	3頁
2. 過去の主な取組内容	3～4頁
3. 行政スリム化の努力	5頁
(1) 職員の削減	5頁
(2) 人件費の削減	6頁
4. 職員数の削減による影響	7頁
5. 財政健全化への努力	8頁
借金の返済	8頁
II. 新たな行政改革の必要性	9頁
III. 基本的な考え方	10頁
基本方針	10～11頁
IV. 改革の進め方	12頁
V. 具体的な取組内容	13頁
1. 地域協働による町政の推進	13頁
(1) 公正で透明性の高い行政運営	13頁
(2) 透明性のある行政の運営	13～14頁
(3) 地域協働による町政の推進	14～15頁
2. 分権型社会に即応した地域経営の確立	15頁
(1) 公共サービスの向上	15～16頁
(2) 民間企業の経営視点に立った事業運営	16～17頁
(3) 効率的・効果的で活力ある組織体制の整備	17～18頁
3. 長期的な視点に立った健全財政の確立	18頁
(1) 事務、事業の見直しによる経費の節減、合理化	18～19頁
(2) 公共事業等の見直し	19頁
(3) 人件費の削減	19～20頁
(4) 受益と負担の見直しによる財源の確保	20～21頁
(5) 起債の適正運用と財産の有効活用	21頁

I. 行政改革に対する取組状況

1. これまでの経緯

安田町では、過疎化、少子高齢化が進む一方で、社会経済情勢の変化に伴う住民ニーズの多様化、複雑化などを受けて、昭和61年度に、公共サービスの確保などを最重点課題とした第1次の行政改革大綱を策定以来、現在まで、6次にわたる行政改革大綱を策定し、行財政の健全化などに向けた取り組みを進めてきました。

その主な取組内容を挙げると、以下のとおりです。

2. 過去の主な取組内容

第1次行政改革大綱（S61～H7）

<事務、事業の見直し>

- ・ 行政分担の見直し ・ 広域的事務、事業の見直し ・ 公共サービスの拡充確保
- ・ 補助金の洗い直しと財政硬直化抑制策の実施など

<組織、機構の簡素合理化>

- ・ 組織機構の改革 ・ 内部組織、出先機関等の合理化など

<給与、定員管理の適正化>

- ・ 給与制度の厳正管理運用 ・ 職員研修の充実、公務能率の向上、少数精鋭主義の徹底

<OA化等の事務改革と民間活力の導入推進>

- ・ 塵埃収集業務の民間委託 ・ 行政情報、住民情報等のOAシステム化推進など

第2次行政改革大綱（H8～H10）

<事務、事業の見直し>

- ・ 事務、事業の整理合理化 ・ 民間委託の推進 ・ 行政の公平、透明性確保など

<組織機構の改革>

- ・ 住民ニーズに対応した組織機構の改革 ・ 審議会組織等の見直し改善など

<行政サービスの向上>

- ・ 窓口業務の改善 ・ OA機器導入等による行政情報化の推進など

<定員管理と給与の適正化>

- ・ 定員適正化計画の策定、推進 ・ 給与の適正化推進など

第3次行政改革大綱（H10～H14）

<経営感覚を導入した事務事業の見直し>

- ・ 町単独補助金の整理合理化
- ・ 町税等口座振替制度の導入
- ・ 公文書用紙のAサイズ化

<変化に柔軟に対応できる組織、機構の構築>

- ・ 組織の見直し
- ・ 技師等、専門職員の確保など

<行政サービスの向上>

- ・ 昼休み窓口サービスの拡大など

<公共工事>

- ・ 履行保証制度の見直し改善
- ・ 入札、契約制度の見直しなど

第4次行政改革大綱（H15～H17）

<行政の公正の確保と透明性の向上>

- ・ 情報公開制度、個人情報保護制度の推進など

<経費節減合理化等による行政のスリム化と財政健全化の推進>

- ・ 経常経費の節減
- ・ 町財政構造改革の推進

<変化に柔軟かつ弾力的に対応できる組織、機構の構築>

- ・ 組織機構の見直し
- ・ 電子自治体の構築など

第5次行政改革大綱（H17～H19）

<町民との協働による町政の推進>

- ・ 開かれた行政の実現
- ・ 地域協働の仕組みづくり推進など

<経営感覚を磨き、変化に対応できる地域行政経営の確立と展開>

- ・ ICTを活用したサービスの向上
- ・ 職員の資質向上と意識改革など

<強固で健全な財政基盤の確立>

- ・ 各種事務事業の見直しによる経費の節減合理化
- ・ 入札、契約方式の改善など

第6次行政改革大綱【集中改革プラン】（H17～H21）

<町民との協働による町政の推進>

- ・ 広報、広聴機能の充実
- ・ 地域協働による諸事業の推進など

<経営感覚を磨き、変化に対応できる地域行政経営の確立と展開>

- ・ 窓口サービス等の向上
- ・ 広域行政の推進
- ・ 職員の資質向上と意識改革など

<強固で健全な財政基盤の確立>

- ・ 各種事務事業の廃止、縮小、再構築
- ・ 受益と負担の見直しによる財源の確保
- ・ 職員定数の見直しによる職員及び人件費の削減など

3. 行政スリム化の努力

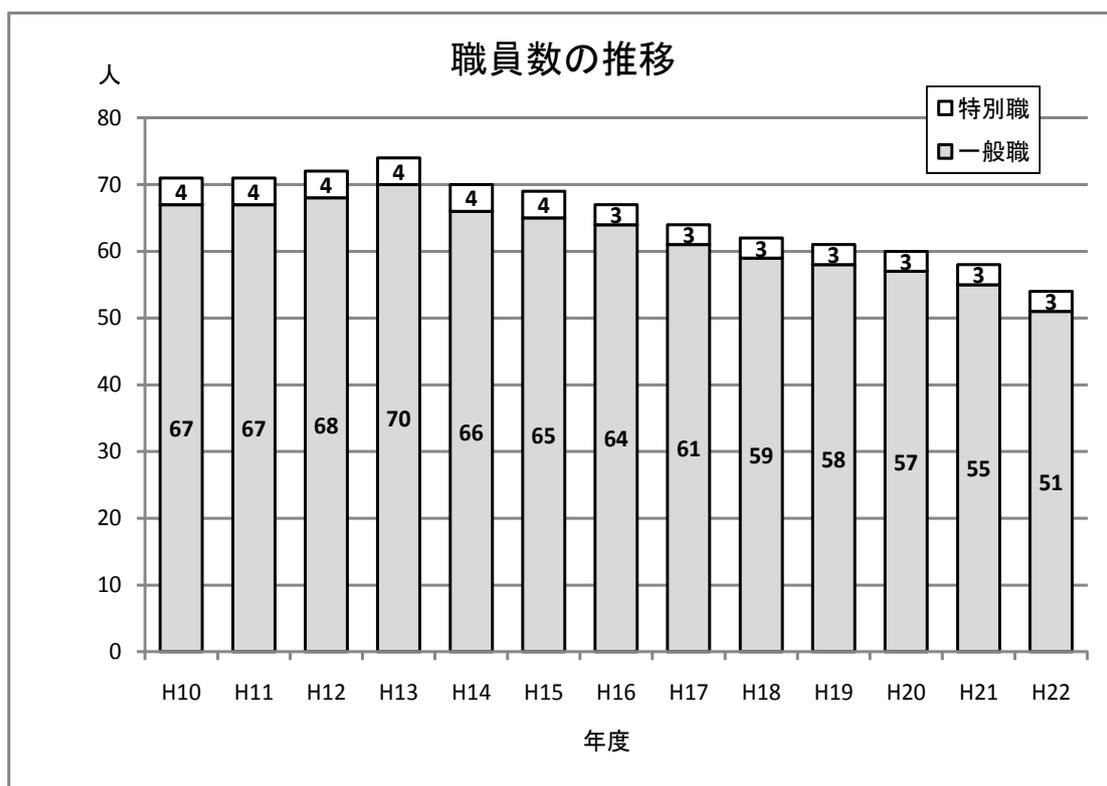
(1) 職員の削減

過去6度にわたる行政改革の取り組み等によって、安田町の職員数は、平成13年度をピークに、大きく減少しています。

これは、平成17年に、近隣町村との合併協議が破綻し、単独自立を余儀なくされて以降、第6次の行政改革大綱に基づき、経費の節減合理化や受益と負担の見直しを行うとともに、職員定数の削減数値目標を55人と定め、事務事業の外部委託や退職者不補充などによって、定数縮減に努めてきたことによるものです。

また、特別職についても、平成16年度から、収入役の任期満了に伴い、後任者を選任しないなど、平成18年の地方自治法の改正に先駆けて、職員削減に努めてきました。

9年前（平成13年度）と比較すると、△19人（△27.1%）減っています。



※ 職員数は、各年度とも4月1日現在の職員数です。

部門別職員数の比較

(単位：人)

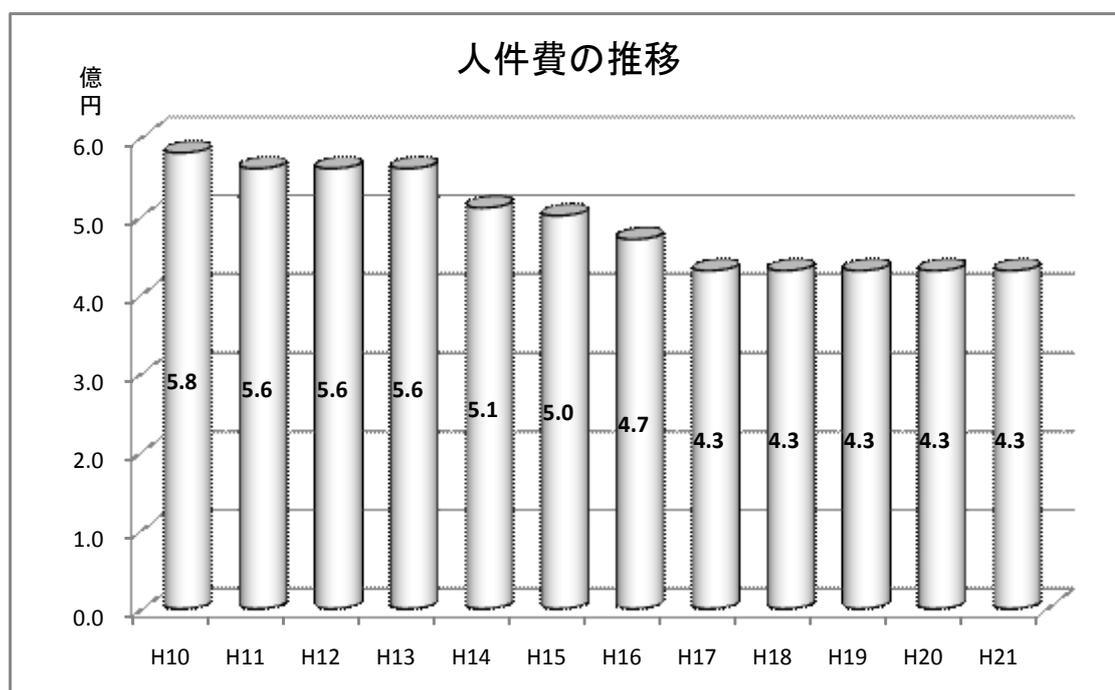
区分	議会	総務	税務	農林水産	商工	土木	民生	衛生	教育	水道	国保	老健	合計
平成13年	2	11	4	6	1	4	16	9	13	1	2	1	70
平成22年	1	10	3	5	1	3	11	4	10	1	2	—	51

(2) 人件費の削減

人件費も、職員総数の削減に合わせて、一般職職員のほか、町長、議会議員等の特別職について、安田町独自の給与カットを行うなど、人件費の抑制に努めてきました。

この結果、国家公務員を100とした場合の平均給与額を比較するラスパイレス指数については、ここ数年、90%前後にまで落ち込む状況となっています。

人件費の総額は、11年前(平成10年度)と比較すると、△1.5億円(△25.1%)減少しています。



※ 金額は、各年度の決算額です。

※ 人件費には、一般職と特別職の給料や各種手当、共済費、退職手当のほか、議会議員や各種委員会委員の報酬、手当、共済費が含まれています。

ラスパイレス指数の推移

(単位：%)

区分	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
ラスパイレス指数	96.1	94.9	95.4	95.0	94.5	93.0	86.9	85.9	88.1	91.1	91.9

※ ラスパイレス指数とは、

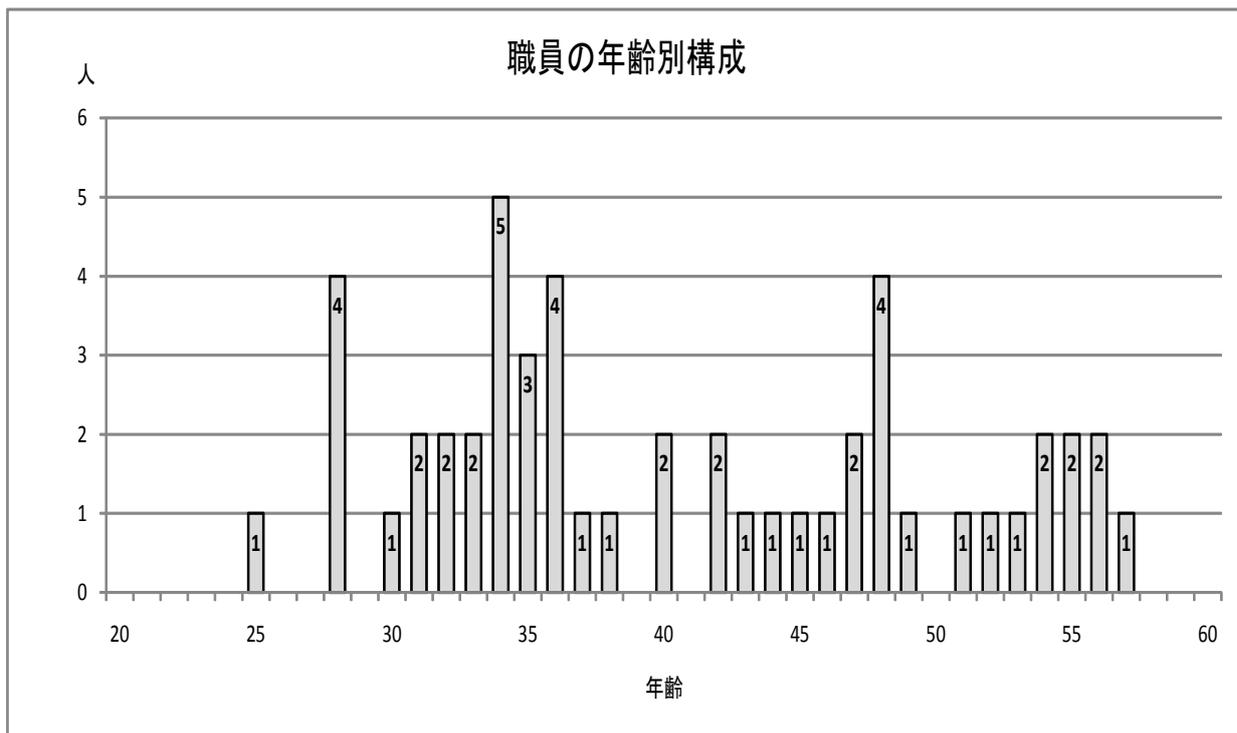
地方公共団体の職員構成(学歴、経験年数など)が国と同じであると仮定した上で、国家公務員の平均給与額を100として、その団体の平均給与を表したものです。

従って、100より高ければ、国家公務員の給与水準を上回っているということであり、逆に100より低ければ、下回っているということになります。

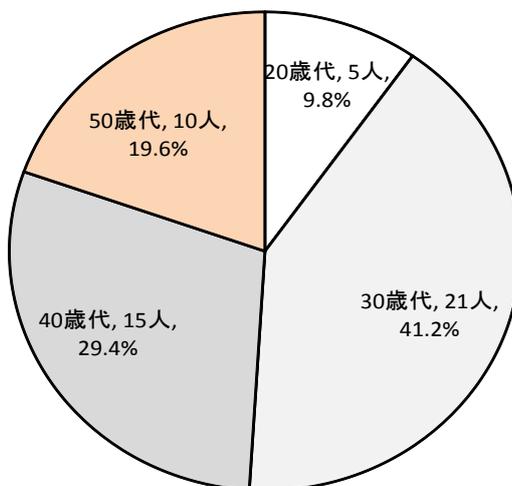
4. 職員数の削減による影響

退職者不補充などによる職員総数の削減に努めてきた結果、20歳代以下の若手職員が1割を切り、定年前早期退職者の増加とともに、相対的に30歳代～40歳代職員への偏りが見られる状況となっています。

こうした状況は、ベテラン職員の減少とともに、若手職員への指導、教育面で、将来的に大きな影響が生じる懸念があり、適正な職員構成の是正・改善を図る必要があります。



※ 年齢は、平成22年4月1日現在の年齢です。

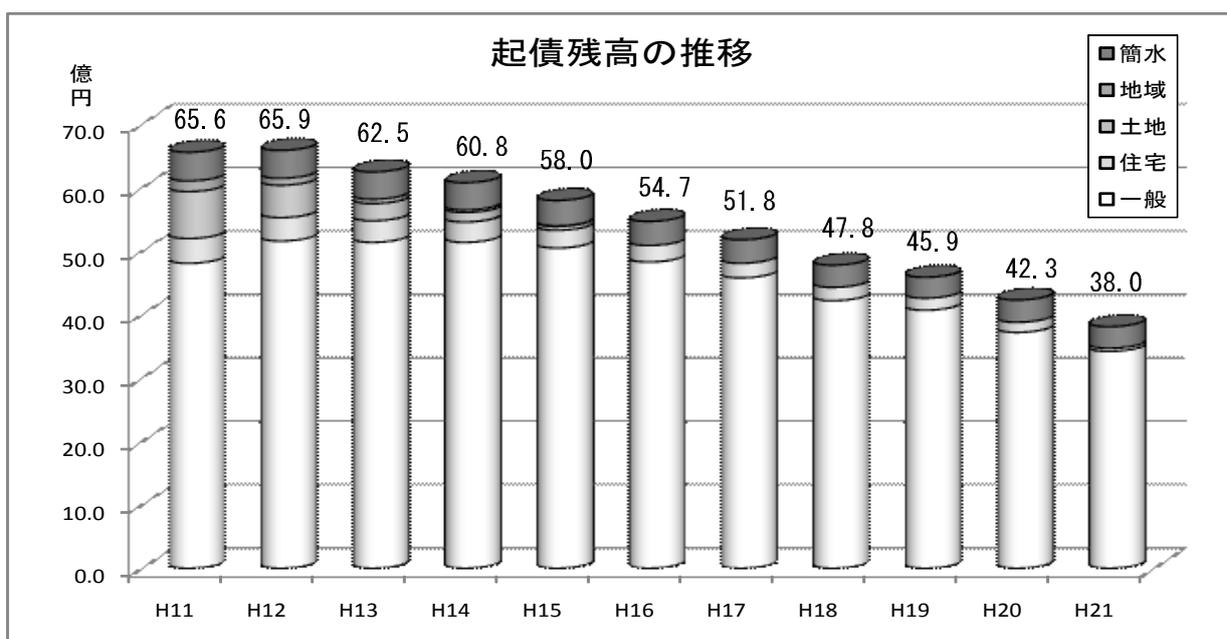


5. 財政健全化への努力

借金の返済

平成15年度から、「町財政の健全化と自立運営化の実現」をめざし策定した町財政構造改革の指針を受け、歳出予算規模の抑制、町債依存度の引き下げ、自主財源の確保に取り組んできたことから、平成12年度末で5会計総額65.9億円にもものぼっていた町債残高は、平成21年度末で、38.0億円まで縮減しています。

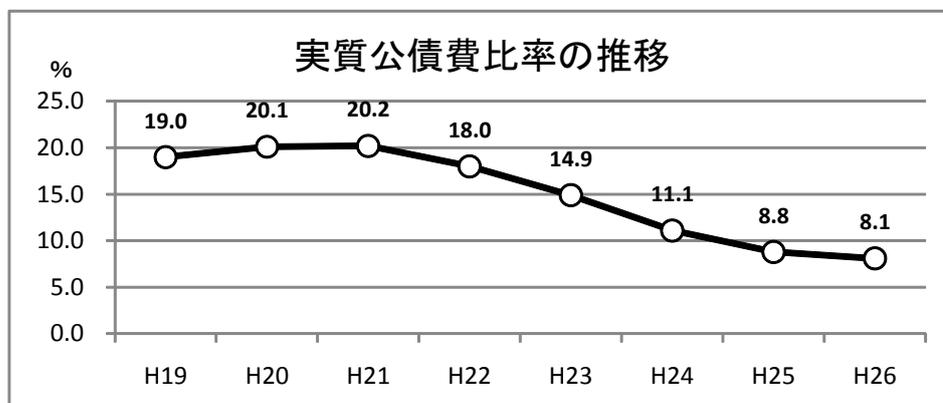
9年前（平成12年度）に比べて、△27.9億円（△42.3%）減っています。



※ 起債残高は、各年度末の未償還残高です。

◎借金を返す度合いを示す「実質公債費比率」も、今後減少していく見込みです。

※ 実質公債費比率が25%を超えると財政の早期健全化団体、35%を超えると財政再建団体となり、財政健全化に向けて自主的な改善努力や国の管理下での財政再建が求められることになります。



※ 平成22年度以降は、見込み数値です。

Ⅱ. 新たな行政改革の必要性

これまでの行政改革の努力

平成13年度からの聖域なき構造改革やその後の三位一体改革などによって、本町の主要財源である地方交付税が大きく削減される一方、近隣町村とともに取り組んできた合併協議が破綻し、当面、単独自立の道を歩まざるを得なくなったことなどを受けて、歳出予算規模の見直しなど、身の丈にあった予算編成に努めるとともに、本町独自の給与カットまで踏み込んだ行政改革に重点的に取り組んできました。

財政収支の見通し

こうした中、アメリカを震源地とする世界的な金融危機を背景に、世界同時不況という現下の雇用経済情勢に対応すべく、国においては、平成20年度以降、緊急経済対策、緊急雇用対策などの対応措置を順次具体化してきました。

本町では、こうした国の緊急措置に対応して、その活用を図るとともに、高金利政府債の繰上償還の実施などによって、起債残高の縮減を図り、将来の財政運営に一定の見通しを付けることができました。

脆弱な財政体質と不透明な国の動向

しかしながら、8割を超える国・県への依存財源体質や、0.17程度の財政力指数から、国、県の動向に大きく左右されてしまう脆弱な財政体質であることには変わりありません。

政権交代を経た現下の国政を取り巻く状況や、平成21年度末での国の長期債務残高が600兆円を超える見込みであり、対GDP比でも197.2%と、先進主要国中、最悪の水準にあることなどを思料したとき、国や県に財源のほとんどを頼らざるを得ない本町にとって、今後の国の施策の動向には細心の注意を払っていく必要がありますし、また、近い将来、必ずこうした赤字国債発行による緊急財政出動への反動が起こるものと想定しなければなりません。

このため引き続き財政の健全化を確保し、
行政改革に取り組むことが必要です。

Ⅲ. 基本的な考え方

基本方針

行政改革を進める目的は、限られた資源（人、もの、財源）を活用して住民に最大限の行政サービスを提供することにあります。

また、分権型社会の進展に伴い、地方においては、「自己決定、自己責任」が求められる時代背景の中で、地域の実情に沿った効果的な施策を推進していくためには、住民と行政が、お互いの役割分担を明確にした上で、「地域協働」の考え方のもと、心豊かに安心して暮らしていけるまちの実現に向けて、互いに協力して取り組んでいくことが必要となっています。

このため、前大綱の基本的な考え方を踏襲し、住民サービスの質を低下させることなく行政コストの縮減を図ることなどを基本として、次の3点を行政改革推進の基本方針とします。

1. 地域協働による町政の推進

社会経済情勢の変貌に伴い、行政に対する住民ニーズも多様化・複雑化し、まちづくりに対する関心も高まっていますが、こうした新しい課題等に的確に対応していくためには、それなりの財源や人的資源が必要となってきます。

しかしながら、財源には自ずから限界があり、また、過疎化の進行とともに、人的資源も制約される中で、これからのまちづくりは、今までの行政主導の形態から、住民と行政がそれぞれの責任と役割を分担した上で、お互いに協働しながら取り組むことが求められており、今まで以上に、住民の町政への積極的な参画を推進していくことが重要となっています。

このため、住民とのパートナーシップの確立を深め、地域協働の活性化を図るためにも、行政情報の公開などを通じ、公正で透明性の高い町政の推進を図っていきます。

2. 分権型社会に即応した地域経営の確立

町政を取り巻く状況は日々変化し、グローバル化の進展とともに急激に変化する社会経済情勢のもとで、限られた資源（人、もの、財源）を最大限に活用し、住民ニーズに的確に対応しなければなりません。

そのため、PFI手法など、民間経営の視点と発想を採り入れたスピード、コスト、成果を重視する柔軟な行政の展開と、中山間地域の振興を始めとする地域活力の助長を促す施策の展開に努めていきます。

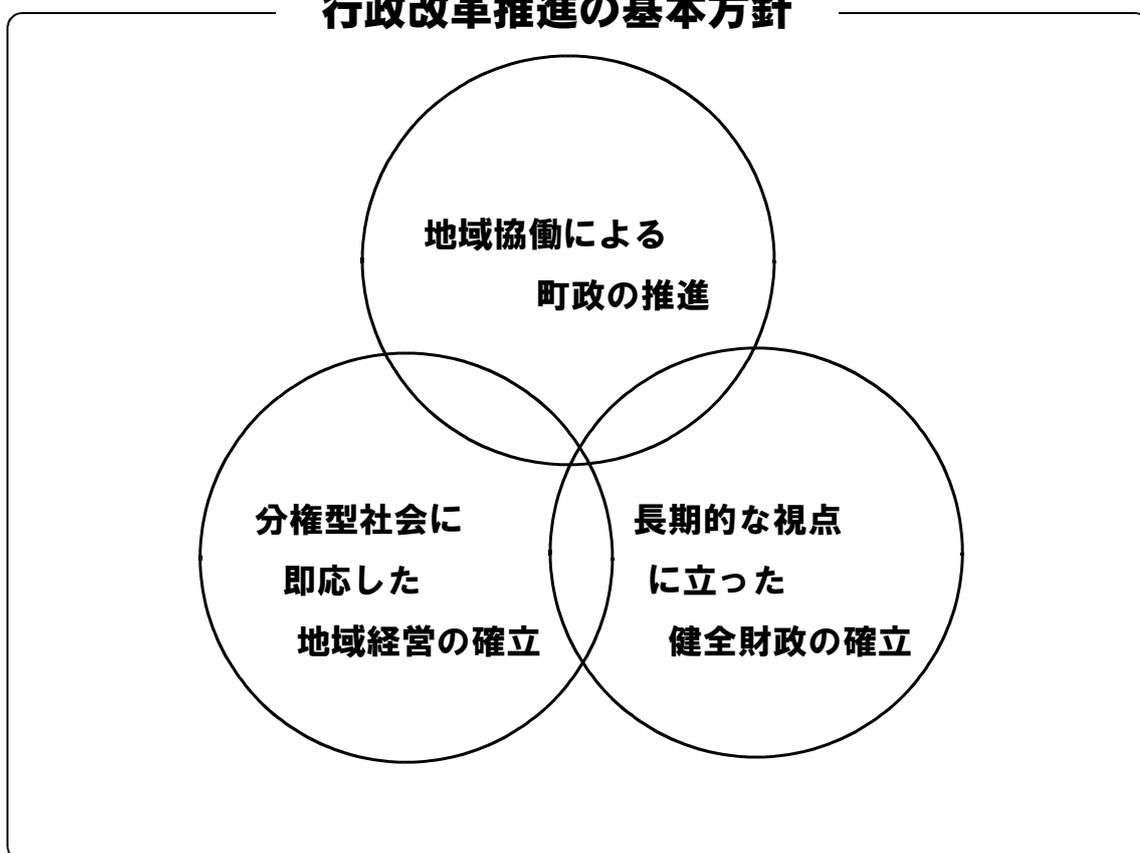
また、ICTの活用により、住民サービスの質や利便性の向上、行政コストの一層の縮減を図るとともに、組織機構の構築や、職員の資質向上、意識改革に努め、第二次地方分権時代に即応したスリムで効率的な組織体制の整備を図っていきます。

3. 長期的な視点に立った健全財政の確立

本町の財政状況は、過年来からの継続的な行財政改革の努力によって中期的な財政運営に一応の目途が立ったとはいえ、自主財源の乏しい財政構造のため、地方交付税を始めとする依存財源体質から一歩も脱却できず、国・県等の施策の動向に左右される脆弱な状況にあることに変わりはありません。このため、急速に進展する少子高齢化社会に対する行政需要への対応など、将来を見据えた長期的な財政の健全性を確保していく努力が必要です。

また、現政権下では、従来の地方分権の更なる発展型として、地域のことは、地域に住む住民自らが決定する「地域主権」改革が進められようとしており、行政においても、地域が抱える課題に迅速に対応し、将来に希望が持てるまちづくりを進め、住民の生活に安心と活力を生み出していくためには、将来に向けて持続可能な財政基盤の確立が求められていることから、これまで以上に事業の実効性の検証を行い、スクラップ・アンド・ビルドを基本とした事業の重点化を図るとともに、起債残高の抑制に努め、町政の持続的発展を支え得る強固で健全な財政基盤の確立を図っていきます。

行政改革推進の基本方針



IV. 改革の進め方

1. 行政改革大綱の期間

行政改革大綱の期間は、平成22年度から平成27年度までの5カ年間とし、今後の取り組み状況や町政を取り巻く状況の変化などに対しては、適宜、PDCAサイクルの徹底による見直し等の対応を図っていくものとします。

2. 推進体制

行政改革大綱の推進は、総務課が主管となり全庁的体制で取り組むほか、その進捗状況を定期的に「やすだまちづくり協働委員会」や議会に報告するとともに、町広報、ホームページなどを通じて広く住民に公表し、意見の反映に努めていきます。

(1) 主管課等

総務課において、全庁的な改革を推進していくため、毎年度、行政改革大綱の進捗状況を調査検討し、各課等と連携を密にして進行管理の徹底を図りながら、行政改革の積極的な推進に努めていきます。

(2) やすだまちづくり協働委員会

行政改革大綱の進捗状況を調査審議し、実施状況について報告を受けるとともに、新たな改革に向けての提言等を行うものとします。

3. 進捗状況等の公表

行政改革の進捗状況、見直し、変更等については、町広報、ホームページ等を通じて、広く公表を行います。

4. 意見・提案等の把握

町広報、ホームページ等を通じて、広く住民からの行政改革大綱に係る意見、提案の把握に努め、その反映を図っていきます。

V. 具体的な取組内容

1. 地域協働による町政の推進

(1) 公正で透明性の高い行政運営

行政の透明性の確保については、平成9年度に行政手続制度を、平成14年度には情報公開制度を、また、平成16年度には個人情報保護制度を、それぞれ条例制定し、実施してきましたが、今後、更に行政の説明責任を果たすためにも各種行政情報の公開など、提供情報の充実や行政評価システムの導入を図っていきます。

① 情報公開及び個人情報保護制度の充実

情報公開及び個人情報保護制度の的確な運用に努めるとともに、プライバシー保護にも最善の配慮をしながら、行政の透明性の確保を図ります。

② 行政評価システムの導入と公表

事務事業の目的や目標、コスト、成果等を住民に分かりやすく提供するとともに、目標達成度を評価し、事務事業の改善や予算編成に活かしていくため、行政評価システムを導入し、公表していきます。

※ 行政評価システムとは、

行政の各種施策や事務・事業を科学的な分析や経営管理手法を使って、有効性、効率性、経済性など、さまざまな視点で評価し、改善に繋げていく仕組みです。

③ 分かりやすい財政事情の作成と公表

公会計システム導入により、行政の持つ資産や負債、正味財産等のストックに関する情報、部門別コスト等を総合的に把握し、効率的、合理的な経営管理に役立てるとともに、広報等での公表を通じて、町民に本町の財政事情を分かりやすく伝えます。

④ その他各種事務事業及び内部情報の公表

各種事務事業、内部情報等についても計画的に公表していきます。

- ・民間委託等の実施状況
- ・指定管理者制度の活用及び未導入施設の状況
- ・定員・給与等の状況等

(2) 透明性のある行政の推進

行政情報の周知や啓発、町民ニーズの把握等を図るため、毎年実施してきている地区別行政懇話会の継続実施とともに、やすだまちづくり協働委員会及び同企画部会の活性化を図り、町

民が積極的に町政に参画できる仕組みと環境づくりに努めます。

① 広報広聴機能の充実

町政への意見集約に努め、町民の声を活かした行政運営を推進するため、次のとおり広報、広聴機能の充実に努めます。

- ・ I C T の活用など、多様な広報広聴手段の採用
- ・ ホームページの更なる充実
- ・ 広報機能強化に向けた職員体制の充実等

※ I C T (Information and Communication Technology) とは、

情報通信技術と訳され、従来の I T (情報技術) に加えて、コミュニケーション性が具体的に表現されている点に特徴がある。ネットワーク通信による情報・知識の共有を念頭に置いており、情報の共有化という点で、一層、現代社会に合致した表現とされています。

② 審議会等の見直し

審議会等については、行政のスリム化の観点から、過年来より整理統合を進めてきましたが、町民の町政への参画や行政の透明性確保を図る重要な手段であることから、審議会等で広く町民の意見が反映されるよう、公募委員制度の更なる拡充や男女共同参画社会にふさわしい仕組みづくりに努めるなど、審議会等の見直しと活性化を推進します。

③ 行政懇話会の開催

行政情報の周知や啓発、町民ニーズの把握等を図り、地域協働の時代にふさわしいまちづくりを推進するため開催してきた地区別行政懇話会については、今後も定期的を実施するとともに、行政課題によっては、適宜、随時開催するなど、町民との情報の共有に努めていきます。

(3) 地域協働による町政の推進

地域主権時代への移行に伴い、地域としての存在価値を高め、魅力的で個性豊かなまちづくりを進めていくためには、「自己決定、自己責任」のもと、町民と行政が協働してまちづくりを進めていくことが求められています。

このため、町民と行政の役割分担を明確にしつつ、地域コミュニティ活動の活性化を促し、ボランティア・NPO法人等の各種民間団体との連携強化やネットワークづくりを進めるとともに、協働の仕組みづくりや活動環境の整備等、地域協働のための支援を進めます。

※ N P O (Non Profit Organization) 法人とは、

民間非営利団体、民間公益団体のことで、寄附金や会費などを主な収入源として、ボ

ランティアを含む構成員が利潤を追求することなく、社会に対してサービスを提供する組織をいいます。

① 地域協働への仕組みづくり

町民との協働による町政の一層の推進を図るため、自主防災組織を含めた地域コミュニティの形成に向け、自治組織等への再構築に取り組むなど、地域住民が町政に参画しやすい仕組みづくりに努めていきます。

② 地域協働に関する諸事業の推進

ボランティアグループ・NPO法人等、各種民間団体との連携、協働により、個性豊かで活力のあるまちづくりを進めるとともに、各活動主体との積極的な連携、協力を図っていきます。

- ・ NPO法人等の育成と事業委託の推進
- ・ ボランティアグループの活性化とまちづくり活動への参画促進
- ・ 中山間地域等での地域づくり活動支援
- ・ 原材料提供等による住民主体型事業の推進
- ・ 自治活動のメニュー化による地域コミュニティ活動の推進等

2. 分権型社会に即応した地域経営の確立

(1) 公共サービスの向上

住民の視点から質の高い行政サービスを提供するため、窓口サービスの更なる改善や見直しを行い、各種申請、届出等、手続きの簡素化、迅速化を図るとともに、ワンストップ・サービスの提供等も視野に入れた検討を行い、住民の利便性の向上を進めます。

① 窓口サービス等の向上

来訪者の立場に立った親切的な対応に徹することを基本として、申請時の押印の廃止や手続きの簡素化、迅速化を進めるとともに、他の公共機関等との連携のもと、可能な範囲でのワンストップ・サービスの提供等も視野に入れた検討を行い、住民の利便性の向上を進めます。

② ICTを活用した行政サービスの向上

住民サービスの利便性の向上と経費の節減等を図るため、情報セキュリティの信頼性を確保した中で、インターネットを活用した情報提供や、高齢者等に配慮した電子申請システムの構築等についても検討を進めます。

- ・ 電子データによる行政情報の提供
- ・ ホームページの更なる充実

- ・住基ICカードを活用した電子申請等の多目的サービスの検討
- ・情報セキュリティ対策の徹底と信頼性向上
- ・クラウド・コンピューティングシステム導入によるシステム共同利用の検討

※ クラウド・コンピューティング (Cloud Computing) システムとは、

ネットワーク、特にインターネットをベースにしたコンピュータの利用形態で、利用者は、コンピュータ処理をネットワーク経由で、サービスとして利用します。

特に、近年、ハード、ソフトの保守管理を含めた運用経費が多額となってきていることから、行政コストの削減を目的に、ハードを含めたソフトの共同利用の形態として普及の検討が進められています。

③ 施設の有効利用による住民サービスの向上

施設の有効活用と住民サービス向上の観点から、学校施設等について、一層の住民への解放を進めます。

④ 広域行政の推進

日常生活圏の広域化や多様な住民ニーズに応じて、周辺市町村との広域的な連携や広域業務の一層の拡充に努めるとともに、地方公共団体の自由度を拡大する措置対応が盛り込まれた地方自治法の改正を受けて、各種行政機関の共同設置等についても検討を進めていきます。

- ・税等債権回収機構の構築
- ・国民健康保険事業の運営
- ・保育所、幼稚園の運営
- ・教育委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会の共同設置
- ・電算システムの統合、共同利用等

(2) 民間企業の経営視点に立った事業運営

複雑多様化し増大する行政需要に対し、限られた資源（人、もの、財源）のもとで、的確に対応するため、スピード、コスト、成果を重視した取り組みを進めます。

また、公的サービスへの民間活力の積極的な導入を検討するとともに、内部管理業務についても、電子データ化等により、徹底した効率化、合理化を進め、行政コストの縮減に努めていきます。

① 効率的でより質の高い行政サービスを提供するため、指定管理者制度導入を進めるなど、公の施設の安定的、効率的な管理運営と住民サービスの向上を推進します。

- ・指定管理者制度の導入拡大

- ・ 公共施設利用料金の見直し等

② 官と民の新たな役割分担のもと、最適な担い手による効率的でより質の高い住民サービスの提供を図るための民間委託、ノウハウの活用などを積極的に進めます。

- ・ 学校給食調理業務、学校用務員業務等の民間委託
- ・ 国土地積調査の業務委託拡大
- ・ 保育所、幼稚園サービスの民営化
- ・ 民間有識者の登用やノウハウの活用等

③ 情報化による業務効率の推進

高度情報化社会の進展に伴い、本町においても、庁内LAN等の情報通信基盤の整備、活用に努めてきましたが、今後更に、個別業務のシステム化や情報の共有化、電子データ化を進め、行政事務の一層の効率化を図ります。

また、行政コストの一層の削減を図るため、自治体クラウドの検討など、電算システムの共同利用についても研究協議を進めます。

④ 環境に配慮した行政の推進

21世紀のまちづくりのキーワードである環境保全型社会の実現に向けて、環境への負荷軽減に考慮した省エネルギー対策の推進や新エネルギーの導入を進めるとともに、清流保全対策の推進や職場の環境負荷低減に積極的に取り組みます。

また、環境負荷の軽減や地域エネルギーの利活用を定めたバイオマスタウン構想の具体化を図り、地域雇用の新規創出や経済の活性化に努めます。

⑤ 社会経済環境の変化に対応した計画、プラン等の見直し

少子高齢化の進行など、近年の社会経済環境の急激な変化に合わせて、平成22年度を初年度とした「町総合振興計画」、「町過疎地域自立促進計画」等について、適宜、適切な見直しを行います。

(3) 効率的・効果的で活力ある組織体制の整備

簡素で効率的な組織機構の形成に努めるとともに、社会経済環境の変化に伴う新たな行政課題や、多様化、複雑化する住民ニーズに的確に応えられるよう、適宜、組織機構の再編と職員の資質向上を図ります。

① 組織機構の再編と活性化

町の財政事情や職員定数の適正化などを踏まえ、新たな行政課題や多様化する住民ニ

ーズに即応した政策を円滑に推進するため、引き続き組織の簡素、効率化に努めるとともに、全庁的執行体制の再構築など、庁内連携の強化にも努めます。

② 職員の資質向上と意識改革

地方分権の進展に伴い、新たな行政課題に的確に対応できる職員を育成するため、政策形成能力の育成などを中心とした研修内容の見直しを適宜行い、効果的で、密度の濃い研修の実施や自己啓発の環境づくりに努めます。

また、スピード・コスト・成果を重視する経営感覚を持ち、常に事務事業の見直しや事務改善に積極的に取り組む職員を養成するため、職員提案の活性化や全庁的な行政改革意識の浸透と、民間のノウハウの活用を図るなど、徹底して職員の意識改革に取り組みます。

- ・人材育成基本方針の策定
- ・庁内フリーエージェント制度の導入
- ・民間実務経験者の積極的な採用
- ・年功序列主義の打破と能力主義の徹底
- ・職員の意識改革の徹底
- ・人事考課システムの本格運用
- ・職員定数55名（教育長を除く。）体制の堅持等

※ 庁内フリーエージェント制度とは、

職員の配置、配属を決定する制度の一つで、特定の職務について、職員を公募する方法と、希望する仕事を積極的に意思表示した職員を選考する方法があります。

③ 庁内分権（各課等の自主性重視・現場主義）

各課等の自主性を重視し、現場からの改革を進めるとともに、予算編成業務の簡素化、効率化を図るため、各課等に課内の予算配分の裁量権を認めるなど、庁内分権の検討を進めます。

3. 長期的な視点に立った健全財政の確立

構造的な財政環境の厳しさに加え、不透明感漂う国政の状況や社会経済情勢のもとで、新たな行政需要に的確に対応し、市民の信頼に應えるため、新たな財源の確保や長期債務残高の縮減、喫緊の行政課題に対応した各種基金の有効活用などに十分な配意を用いながら、事業の重点化やスクラップ・アンド・ビルドを行い、長期的な視点に立った財政基盤を確立していきます。

(1) 事務、事業の見直しによる経費の節減、合理化

社会経済情勢の急激な変化に伴い、高度化、多様化する住民ニーズに迅速、かつ、的確に対応するための、行政コストの更なる節減を図る観点から、費用対効果、官と民の役割分担のあり方、施策の優先順位の設定等を厳しく精査し、事務、事業全般にわたって、徹底したスクラップ・アンド・ビルドに取り組んでいきます。

① 事務、事業の効率化の徹底

事務、事業の必要性や有効性等を精査し、事務、事業の重点化や質的向上を図るとともに、諸経費についても徹底した節減と効率化に取り組みます。

- ・ 組織体制の見直しと整理統合
- ・ 敬老会、成人式、戦没者追悼式等、町単独事業の休廃止を含めた簡素化
- ・ 経費節減マニュアルに基づく行政コストの更なる節減等

② 補助金等各種制度の整理、見直し

町単独補助金等については、行政がかかわる必要性や経費負担のあり方、行政効果等を十分に精査するとともに、新規補助制度の創設に当たっては、基本的に終期を設定し、事業効果の検証を行うなど、制度全般にわたって整理、見直しを行います。

- ・ 町単独補助制度（在宅介護手当、各種見舞金、福祉手当、福祉医療等）に係る段階的な廃止や対象者への所得制限、滞納者排除の導入
- ・ 前納奨励金制度の段階的廃止
- ・ 地域コミュニティ活動に対する活動費補助への転換
- ・ 各種補助団体に対する懇親会費相当額の補助金廃止（会費制への移行推進と酒類寄贈の廃止）
- ・ 町民運動会の一本化や各種イベントの簡素化、休止または廃止等

③ 用地取得の制限と処理の適正化

事業に係る公共用地の先行取得については、事業実施が確実なものに限定するなど、特に慎重を期するとともに、不用土地の早期処分に引き続き取り組みます。

(2) 公共事業等の見直し

楽観できない財政環境のもとで、地域雇用の創出や地域経済の浮揚に連動する社会資本整備については、長期的な視点に立って重点的に進めていく一方で、住民ニーズに応じた事業の取捨選択に努めるとともに、公共工事コストの縮減や透明性、公平性を高めるための入札、契約事務の改善に引き続き取り組みます。

① 公共工事の抑制等

地域経済への影響も考慮しながら、優先度や必要性等を考慮した事業の取捨選択を徹底

し、延伸可能な事業は、年度間調整により事業実施期間の延伸を図るなど、計画性を持った公共事業の抑制に努めます。

また、地域住民の労力提供による道路水路等の維持管理態勢づくりについても、引き続き取り組みます。

② 公共工事コストの縮減等

事業実施における計画、設計等の見直しや工事発注の効率化、工事構成要素のコスト縮減等により、工事コストの着実な低減を図ります。

- ・ 工事コストの着実な低減
- ・ 工事の時間的コストの低減
- ・ 耐久性等を考慮したライフサイクルコストの低減等

※ ライフサイクルコストとは、

建設物の企画設計段階、建設段階、運用管理段階及び解体再利用段階のコストの総計。

③ 入札、契約制度の改善

国の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正施行を受けて、適宜、見直しを行ってきた入札、契約制度については、一層の定着化や浸透を図るとともに、総合評価方式等の新たな入札、契約制度の導入も進めながら、入札における競争性や透明性の向上を図ります。

※ 総合評価方式とは、

価格と、工期、安全性などの価格以外の要素を総合的に評価して、落札者を決定する入札方式。

(3) 人件費の削減

行政サービスの維持向上に配慮した中で、行政コストの縮減を図る観点から、可能な限りでの人件費の削減対策に取り組みます。

① 町職員数の削減と職務遂行能力に応じた給与体系の整備

定員管理計画に基づく職員定数は65名であるが、事務事業の改善や民間委託の推進などにより、実質55名（教育長を除く。）を限度とする職員削減に引き続き取り組むとともに、人事考課制度を活用した能力主義への移行と、それに応じた給与体系の見直しを行っていきます。

② 各種委員会の委員定数及び報酬額の見直し

これまでも各種審議会等、付属機関の委員定数、報酬額の見直しについては、適宜、取り組んできていますが、今後も、新たな地方分権の進展、行政のスリム化、他町村との均衡等を考慮した取り組みを続けていきます。

- ・ 広域連携による教育委員会等、各種執行機関の事務の共同処理化
- ・ 極短時間会議となる付属機関委員の報酬額見直し等

③ 行政のスリム化による人件費の削減

事務事業の見直しを徹底するとともに、執行体制の整理統合を図ることによって管理職員の削減に取り組みます。

(4) 受益と負担の見直しによる財源の確保

公共サービスの提供に係る行政コストを十分に検証し、受益と負担について、更なる見直しを行うとともに、町税等の自主財源の確保に努めます。

① 使用料、手数料等の見直し

受益と負担の適正化を原則とした公平で、公正な使用料、手数料の設定に努めます。

- ・ 国保税率（介護、後期高齢者支援分含む。）及び水道使用料の改定
- ・ 保育料は、国の基準額と同額とする。
- ・ 特別保育料単価の見直し
- ・ 各所公共施設使用料及び光熱水費相当額の見直し
- ・ 窓口各種証明手数料の見直し
- ・ 町有土地貸付料の徴収
- ・ NTT柱、電力柱占用料の徴収
- ・ 有形登録文化財等、特別交付税算定項目の検証等

② 収納体制の強化による自主財源の確保

自主財源の確保と税の公平性の観点から、これまで以上に課税客体の適正把握に努めるほか、全庁的な債権回収部門の設置（他町村との共同設置を含む。）を検討するとともに、臨宅徴収の徹底、強制執行等の法的措置の実施、インターネット公売による差押財産の換価対応などに取り組み、現年分の徴収率98%を目標とした徴収体制の強化を図ります。

- ・ 滞納者カードによる滞納者実態把握の徹底
- ・ 悪質滞納者に対する預貯金、保険証書等の差し押さえ、連帯保証人への請求、公営住宅明け渡し請求、給水停止処分等の実施
- ・ 住宅新築資金等滞納者に対する資産の競売実施
- ・ ネット公売の活用等による換価手法の検討等

(5) 起債の適正運用と財産の有効活用

世界的な金融危機に端を発したデフレ不況のもと、経済情勢は依然として先行き不透明であり、課税客体の少ない本町においては、今後も町税等の伸びが期待できないことから、長期的な健全財政堅持の観点から、更なる町債残高の削減に努めるとともに、財産運用収入の確保や各種基金の有効活用を図ります。

① 起債の適正運用

日本国民全体で1,400兆円の個人貯蓄総額を有するとはいえども、600兆円を超える長期債務残高を抱える国庫の実情を見た場合、今後、大きな反動が生起することは確実であることから、引き続き安易な起債発行を慎むほか、財産運用収入のより着実な確保や基金の造成等による年度間の財政調整と、縁故債を中心とした起債の繰上償還を実施し、実質公債費比率一桁台の堅持を目標とします。

※ 実質公債費比率とは、

地方自治体のすべての会計を含めて借金返済に充てている金額が、収入に対してどのくらいの割合を占めているかを表した数字。地方債の発行は、原則協議制に移行しているが、18%以上の団体は、従前どおり県の許可が必要となっています。

また、この数字が、25%を超えると財政の早期健全化団体、35%を超えると財政再建団体となり、それぞれ自主的な財政健全化への改善努力や、国の管理下での財政再建が義務づけられています。

② 基金等、財産の有効活用

一般財源の乏しい町財政事情から、各種基金の有効活用を図るとともに、今後の財政需要等を考慮して、可能な限り減債基金等への積み立てに努めます。